

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）交付規程

平成30年4月2日 30エネ財水第5号

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）が行う経済産業省からの水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱（20160322財資第22号。以下「要綱」という。）第3条に基づく水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）（以下「補助金」という。）の交付の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 財団が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びその他関係法令、並びに要綱に定めるところによるほか、この規程による。

（交付の対象）

第3条 財団は、既存水力発電所（揚水式のものを除く。以下同じ）において次の各号に掲げる既存設備調査事業及び既存設備更新工事等事業（以下「補助事業」という。）を行う者（以下「補助事業者」という。）に対して、補助金交付の対象として財団が認める費用（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付する。ただし、別紙、暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

（1）既存設備調査事業

既存水力発電所の増出力又は増電力量の可能性を調査する事業

（2）既存設備更新工事等事業

既存水力発電所の増出力又は増電力量を図る設備更新又は改造を行う事業（固定価格買取制度を適用するものを除く。）

（補助対象経費の区分及び補助率）

第4条 補助対象経費の区分及び補助率は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 財団は、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による補助金交付申請書その他財団が指示する書類を添付して、財団が指示する期日までに提出させるものとする。

2 財団は、申請者が前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請させるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 財団は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

2 財団は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 財団は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4 財団は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

5 財団は、補助金の交付が適当でないとき、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 財団は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第3による遅延等報告書を財団に提出し、その指示を受けるべきこと。

- (3) 補助事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- (5) 補助事業者は、財団が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、財団の指示に従うべきこと。
- (6) 補助事業者は、財団が第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、財団が第14条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第14条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、財団が第17条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還するとともに、第17条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第17条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、財団が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、第20条第4項及び第21条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、財団の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、補助事業の実施期間中においては、見やすい場所に補助事業を実施している旨を記載した標識を掲示すべきこと。
- (13) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、財団に報告すべきこと。
- (14) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合

には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第4による交付申請取下げ届出書を財団に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。

2 財団は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 財団は、前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を財団の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

2 財団が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が財団に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通

知又は承諾の依頼を行う場合には、財団は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が財団に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 財団は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 財団は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、財団が行う弁済の効力は、財団が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について財団の要求があったときは、速やかに様式第6による状況報告書を提出しなければならない。

(実績の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する財団の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書を財団に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が財団の会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の3月末日までに、様式第8による補助事業年度末実績報告書を財団に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ財団の承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助事業の承継)

第13条 財団は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行うものが変更される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助事業を継承して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第14条 財団は、第12条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に速やかに通知する。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

3 財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求する。

4 財団は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者に通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 加算金及び延滞金に関する事項

(3) 納期日

5 財団は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10により報告させるものとする。

6 財団は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

第15条 財団は、第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による精算(概算)払請求書を財団に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに財団に提出しなければならない。

2 財団は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する。

3 第14条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

(交付決定の取消し等)

第17条 財団は、第9条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく財団の処分又は指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業等に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。

(4) 交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 財団は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 財団は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 財団は、前項の返還を請求したときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

6 第14条第6項の規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第14条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第13」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第18条 財団は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 財団は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19条 財団は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第20条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について様式第14による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第12条第1項に定める実績報告書に様式第14による取得財産等管理台帳(取得財産等管理明細表)を添付しなければならない。

4 財団は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることがある。

(取得財産等の処分の制限等)

第21条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に準拠するものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第15による補助事業財

産処分承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 前項の納付については、第14条第6項の規定を準用する。
- 6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第4項の規定は適用しない。

(情報管理及び秘密保持)

第22条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち補助事業者その他の第三者の秘密情報（補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(補助事業の経理等)

第23条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第24条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす

る。

(補助金調書)

第25条 地方公共団体が補助事業者の場合には、当該地方公共団体は、当該補助事

業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第16による調書を作成しなければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 1

補助対象経費

事業区分	区分	内容	補助率
既存設備調査事業	調査費	流量、測量、地質調査、流れ解析、既存設備の健全性調査等に要する費用	2 / 3 以内
	試験費	出力増強等を図る試験に要する費用	
	設計費	概略設計、基本設計に要する費用	
既存設備更新工事等事業	用地	土地	1 / 3 以内
	建物	建物	
	構築物	えん堤（貯水池、調整地、えん堤）、取水口、導水路、沈砂池、水槽、水圧管路、放水路、雑設備等	
	機械装置	水車、発電機、主要変圧器、配電盤開閉装置、自動制御装置、屋外鉄構、諸機械装置等	
	諸装置	通信電灯動力装置、運材装置、修繕試験装置、雑装置等	
	備品	耐用年数1年以上で、取得価格が10万円以上の物品	
	諸経費	既存設備更新工事等に不可欠な調査、試験、実施設計等に要する費用	

様式第 1

番 号
年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）
交付申請書

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）交付規程第 5 条
第 1 項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの水力発電の導入促進のための事業
費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の実施計画
4. 補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費
 - (2) 補助対象経費
 - (3) 補助金交付申請額
5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙 1）

6. 補助事業の開始及び完了予定日

- (1) 開始予定年月日
- (2) 完了予定年月日

(注) 1. この申請書には、以下の書面を添付のこと。

- (1) 申請者の経理の状況及び補助事業に係る資金計画を記載した書面
- (2) 実施計画書その他協議会が要求する書面

2. 補助金に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \frac{\text{消費税及び地方消費税}}{\text{に係る仕入控除税額}} = \text{補助金交付申請額}$$

3. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を既存設備の更新工事等をしようとする方に交付するものです。

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費の額	補助率	補助金の 交付申請額
合 計				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

様式第2

番 号
年 月 日

申請者 名 称
代表者等名 あて

一般財団法人 新エネルギー財団
会長 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）
交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった経済産業省からの
水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金について
は、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）交付規程第6
条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け第
号をもって申請があった平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力
発電設備更新等事業）交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとします。ただ
し、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費
又は補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

補助対象経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額は、次のと
おりとします。

(その区分)

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費の額	補助金の額
合 計			

3. 補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とします。
4. 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければなりません。
- (1) 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
 - (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第3による遅延等報告書を一般財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）に提出し、その指示を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業者は、交付規程第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
 - (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
 - (5) 補助事業者は、財団が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、財団の指示に従うべきこと。
 - (6) 補助事業者は、財団が交付規程第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
 - (7) 補助事業者は、財団が交付規程第14条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第14条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

- (8) 補助事業者は、財団が交付規程第17条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第17条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第17条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、財団が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、交付規程第20条第4項及び第21条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、財団の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、補助事業の実施期間中においては、見やすい場所に補助事業を実施している旨を記載した標識を掲示すべきこと。
- (13) 補助事業者は、交付規程第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、財団に報告すべきこと。
- (14) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。

5. 本交付決定は、複数年度事業として申請のあった案件について、次年度以降の事業における補助金の額及び採択が決定されるものではありません。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を既存設備の更新工事等をしようとする方に交付するものです。

様式第3

番 号
年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）
遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省
からの水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に
係る補助事業の遅延等の状況について、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水
力発電設備更新等事業）交付規程第7条第2号の規定に基づき、下記のとおり報告しま
す。

記

1. 遅延等の原因及び内容
2. 遅延等に係る金額 金 円
3. 遅延等に対して採った措置
4. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
5. 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を既存設備の更新工事等をしようとする方に交付するものです。

様式第4

番 号
年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）
交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の交付申請は、下記のとおり取り下げることにしたので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）交付規程第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を既存設備の更新工事等をしようとする方に交付するものです。

様式第5

番 号
年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業を下記のとおり変更したいので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）交付規程第9条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 計画変更の内容
3. 計画変更の理由
4. 計画変更が補助事業に及ぼす影響
5. 計画変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）
（別紙）
6. 同上の算出基礎

- (注) 1. 中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を既存設備の更新工事等をしようとする方に交付するものです。

(別紙)

変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象 経費の 区分	補助事業に 要する経費			補助対象 経費の額			補助 率	補助金の額		
	配分 済額	変更 額	改配 分額	配分 済額	変更 額	改配 分額		配分 済額	変更 額	改配 分額
合 計										

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第6

番 号
年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）
状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省
からの水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に
係る補助事業の実施状況について、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発
電設備更新等事業）交付規程第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の遂行状況
3. 補助事業に要する経費の使用状況（別紙）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を既存設備の更新工事等をしようとする方に交付するものです。

(別紙)

補助事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

補助事業に要する 経費の区分	補助事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合計			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第7

番 号
年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団

会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）
実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業が完了しましたので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）交付規程第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の内容
- (2) 重点的に実施した事項
- (3) 補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日

- (1) 受 領 額
- (2) 内 訳
 - ① 第 回概算払額
 - ② 第 回概算払額

4. 補助事業の収支決算

- (1) 収入・支出の総額
- (2) 収支明細表（別紙）

- (注) 1. 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第20条第3項の規定に基づき、様式第14による取得財産等管理台帳（取得財産等管理明細表）を添付することとする。
2. 補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金の額
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を既存設備の更新工事等をしようとする方に交付するものです。

(別紙)

収 支 明 細 表

(単位：円)

交付決定額 及び 決算額 補助対象 経費の区分	交 付 決 定 額					
	交 付 決 定 額		流 用 増 減 額		流 用 後 交 付 決 定 額	
	補 助 対 象 経 費 の 額	補 助 金 の 額	補 助 対 象 経 費 の 額	補 助 金 の 額	補 助 対 象 経 費 の 額	補 助 金 の 額
合 計						

(単位：円)

補 助 対 象 経 費 の 区 分	決 算 額						備 考
	収 入	支 出			差 引		
	補 助 金 の 収 入 額	補 助 対 象 経 費 の 実 績 額	補 助 対 象 経 費 の 限 度 額	補 助 率	補 助 金 の 額	補 助 金 未 収 金 又 は 返 納 額	
合 計							

様式第8

番 号
年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）
年度末実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省
からの水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に
係る補助事業について、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新
等事業）交付規程第12条第2項の規定に基づき、平成 年度年度末実績を下記のと
おり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 補助事業の効果
2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
3. 補助金受領額及び受領年月日
 - (1) 受 領 額
 - (2) 内 訳
 - ① 第 回概算払額
 - ② 第 回概算払額
4. 補助事業の収支予算
別紙収支明細表のとおり

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を既存設備の更新工事等をしようとする方に交付するものです。

(別紙)

収 支 明 細 表

(単位：円)

交付決定額及び決算額 補助対象経費の区分	交 付 決 定 額						交付決定額のうち翌年度への繰越額	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額		補助対象経費の額	補助金の額
	補助対象経費の額	補助金の額	補助対象経費の額	補助金の額	補助対象経費の額	補助金の額		
合 計								

(単位：円)

補助対象経費の区分	繰越額差引後		決 算 額						備考
	補助対象経費の額	補助金の額	収 入	支 出				差 引	
			補助金の収入額	補助対象経費の実績額	補助対象経費の限度額	補助率	補助金の額	補助金未収金又は返納額	
合 計									

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第9

番 号
年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）
承継承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）交付規程第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付を決定した補助事業者名
2. 補助事業の名称
3. 補助事業の内容
4. 承継理由
5. 補助金交付決定通知の通知の日付及び番号
6. 交付決定通知書に掲げられた補助金の額
7. 既に交付を受けている補助金の額

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を既存設備の更新工事等をしようとする方に交付するものです。

様式第10

番 号
年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）
返還報告書（確定に係るもの）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金の額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新事業）交付規程第14条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている補助金の額
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を既存設備の更新工事等をしようとする方に交付するものです。

様式第 1 1

番 号
年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）
精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省
からの水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金の
精算（第 回概算）払を受けたいので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水
力発電設備更新等事業）交付規程第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求し
ます。

記

1. 精算（概算）払請求金額 金 円
2. 請求金額の算出内訳（別紙）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事
業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補
助金を既存設備の更新工事等をしようとする方に交付するものです。

(別紙)

請求金額の算出内訳(精算払)

(単位:円)

補助対象 経費の区分	交付決定額 ①	確定通知額 ②	概算払受領額 ③	繰越額 ①-③	精算払請求額 ②-③
合計					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

(別紙)

請求金額の算出内訳(概算払)

(単位:円)

補助対象 経費の区分	補助対象経費の額		補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日～ 年月日)		支出見込額 (年月日～ 年月日)	配分済額	前回まで の受領額
合 計						

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第 1 2

番 号
年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）
に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの水
力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金について、
水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）交付規程第 1 6
条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（交付規程第 1 4 条第 1 項による額の確定額）
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額
4. 補助金返還相当額（3. - 2.）
（注） 1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事
業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補
助金を既存設備の更新工事等をしようとする方に交付するものです。

様式第13

番 号
年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）
返還報告書（取消しに係るもの）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省
からの水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に
係る補助事業について、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新
等事業）交付規程第17条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 既に交付を受けている補助金の額
3. 返還を請求された金額及び年月日
4. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金
5. 加算金及び延滞金の算出根拠
6. 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を既存設備の更新工事等をしようとする方に交付するものです。

様式第14

取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）

[平成 年度]

(単位：円)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	補助 率	備考

(注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。

2. 財産名の区分は、(1)用地、(2)建物、(3)構築物、(4)機械装置、(5)諸装置、(6)その他の物件とする。

3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。

5. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を既存設備の更新工事等をしようとする方に交付するものです。

様式第15

番 号
年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）
財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって確定通知のあった経済産業省からの水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）交付規程第21条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
（処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等。））

2. 処分理由

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を既存設備の更新工事等をしようとする方に交付するものです。

様式第16

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）調書
 一般財団法人 新エネルギー財団

地方公共団体名
 （単位：円）

国			地方公共団体										備考	
歳出予算 科目	交付決定 の額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算規模	収入済額	科目	予算規模	うち国庫補 助金相当額	支出済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越金	うち国庫補 助金相当額		

（記載事項）

1. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで）を記載すること。なお、経済産業大臣が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する費用の配分の変更について、経済産業大臣の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することについて承認を要するものとして配分された費用に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については、一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。

2. 地方公共団体の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては、前記1. ただし書により国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する費用の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する費用の配分が目の内訳に係るときは、当該費用の配分の目を内訳として記載すること。
3. 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
5. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」は「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって附記すること。

一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を既存設備の更新工事等をしようとする方に交付するものです。